**契　約　要　目　表（Ａ）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (１) | リース物件船名トン数購入価格 | 円（うち消費税等額 円） |
| (２) | リース期間 | リース期間はリース物件借受証に記載の検査完了日を起算日とし、リース料の完済日までとする。但し、上記期間が法定耐用年数に満たない場合は、法定耐用年数の期間とする。 |
| (３) | リ－ス料（総額）リース料（各回）利息・保証料（各回） | 円（うち消費税等額 円）　　　　　　　　　 |
| リース料計算書のとおりとする利息・保証料計算書のとおりとする |
| (４) | リース料および利息・保証料の支払日 | リース料計算書および利息・保証料計算書の支払日を振替日とする口座振替 |
| (５) | 前払リース料 | 支 払 日支払金額 | 円　　（最終の 回分に充当） |
| (６) | 引 渡 予 定 日　　　 | 年 月 日 |
| (７) | 販　　売　　者 |  |
| (８) | 引渡場所 |  |
| (９) | 規定損害金 | 第16条により算出の額 |
| (10) | 損　害　保　険 | 漁船保険、漁船船主責任保険 |
| (11) | 使用目的 | 水産庁長官により承認された「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書（変更）承認申請書」および「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業提案書」に記載の漁業種類等の通り。 |
| (12) | 特　約　事　項 | （譲渡条件）① リ－ス期間満了後、本契約に基づく甲の乙に対する全ての債務が履行された場合には、乙は本物件を甲に無償で譲渡します。② 本物件の譲渡に伴い発生した諸費用は、甲の負担とします。 |

契約No.

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (１) | リース物件船名　　　　　　トン数　　　　　購入価格  | 円（うち消費税等額　　　　　円） |
| (２) | リ－ス期間 | リース期間はリース物件借受証に記載の検査完了日を起算日とし、リース料の完済日までとする。但し、上記期間が法定耐用年数に満たない場合は、法定耐用年数の期間とする。 |
| (３) | リ－ス料（総額）リース料（各回）利息・保証料（各回） | 円（うち消費税等額　　　　　円）　　　　　　　　　 |
| リース料計算書のとおりとする利息・保証料計算書のとおりとする |
| (４) | リース料および利息・保証料の支払日 | リース料計算書および利息・保証料計算書の支払日を振替日とする口座振替 |
| (５) | 前払リース料 | 支 払 日支払金額 | 円　　（最終の　 回分に充当） |
| (６) | 引渡予定日 | 年　 月 　日 |
| (７) | 販売者 |  |
| (８) | 引渡場所 |  |
| (９) | 規定損害金 | 第16条により算出の額 |
| (10) | 損害保険 | 漁船保険、漁船船主責任保険 |
| (11) | 使用目的 | 水産庁長官により承認された「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書（変更）承認申請書」および「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業提案書」に記載の漁業種類等の通り。 |
| (12) | 特約事項 | （転貸特約）1. 乙は、甲が本物件を次の者（以下丙という）に対して転貸することを承諾します。

転借人（丙）：1. 甲は、転貸承諾に拘らず、本契約に基づき乙に対して負担する一切

の債務を免れるものではないことを確認します。（譲渡条件）1. リ－ス期間満了後、本契約に基づく甲の乙に対する全ての債務が履行された場合には、乙は本物件を甲に無償で譲渡します。

② 本物件の譲渡に伴い発生した諸費用は、甲の負担とします。 |

**契　約　要　目　表（Ｂ）**

契約No.